



佐賀県中小企業団体中央会会長 殿

平成 29 年 6 月 20 日  
佐賀労働局長



「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」に関する要請書

日頃から労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっており、その実現のためには、仕事と生活の調和を図ることが求められております。

しかしながら、佐賀県においては、平成 27 年の年間総実労働時間が 1879 時間と全国平均の 1784 時間を 95 時間上回るとともに、年次有給休暇の取得率は 47.1% であり、2020 年までの政府目標である 70% を大きく下回るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が求められています。

このような県内の情勢を踏まえ、佐賀労働局においては、長時間労働対策・年次有給休暇取得促進施策等「働き方の見直し」に向けた取組を進めてきたところです。

このような中、政府としては、長時間労働を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスを実現することを目的に、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動(通称「ゆう活」)を展開しています。また、本年 2 月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されたところです。

このため、各企業においては、働く人のワーク・ライフ・バランスを実現するため、夏の期間に、朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるような生活スタイルが取れるよう、「朝型勤務」、「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行うことが望まれます。特に、所定外労働時間が長くなっている企業において、積極的な対応が行われ、所定外労働時間の削減を実現することが期待されるところです。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。